

令和4年度第20回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和5年1月24日

担当部・課：保健福祉部保健福祉総務課〔内線2466〕

① 件 名
石巻市地域互助活動促進事業の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 本市では、地域共生社会の実現に向けた地域づくりの取組として、地域互助活動促進事業を実施してきた。</p> <p>国では、市町村における包括的な支援体制の構築を進めるため、重層的支援体制整備事業を創設した改正社会福祉法を令和3年4月に施行しており、本市では、その中で示された「地域づくりに向けた支援」の一つとして地域互助活動促進事業を位置づけ、より効果的な事業実施を検討してきた。</p> <p>【目的】 国が示した「地域づくりに向けた支援」を推進するため、地域互助活動促進事業について必要な見直しを行う。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 社会福祉法（昭和26年法律第45号） 石巻市地域互助活動促進事業助成金交付要綱（令和元年告示第273号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第3章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち 第5節 みんなが共に支え合う地域共生社会の実現 1 地域での孤立防止を推進する</p>
④ 提案に至るまでの経過
<p>平成29年 7月 石巻市地域包括ケア推進協議会 第2期石巻市地域包括ケアシステム推進実施計画策定</p> <p>令和 元年 7月 石巻市地域互助活動促進事業助成金交付要綱施行</p> <p>令和 3年 8月 石巻市地域互助活動促進事業助成金に係る要望書を受理（11団体）</p> <p>令和 4年 3月 石巻市地域互助活動促進事業助成金交付要綱一部改正</p> <p>10月 総合計画実施計画裁定（令和5年度～令和7年度）</p> <p>令和 5年 1月 令和5年度当初予算裁定</p>
⑤ 主な内容
<p>・見直し内容</p> <p>(1) 対象事業を送迎支援、買物支援、見守り・助け合い活動、交流活動及び複合活動とし、これらのいずれかの事業を実施することを要件にイベント活動を対象事業に加える。 (詳細は別紙資料のとおり)</p> <p>(2) 助成期間の限度を「一事業につき3年」から「一団体5年」とする。 ただし、イベント活動については3年間とし、令和7年度で終了とする。 ※現制度において助成金を受けている交付団体の助成期間は通算で5年とする。</p> <p>(3) 助成対象事業の実施を「原則として月1回以上実施」から「年6回以上実施」とする。</p>

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)</p>
<p>【影響・効果】 地域住民の主体的な互助活動の促進とコミュニティの醸成に寄与し、次世代型地域包括ケアシステムの推進が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 6, 210千円 (財源) 国庫補助(生活困窮者支援等のための地域づくり事業) 1/2 一般財源 1/2</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>包括的な支援体制の構築に関する施策として実施している県内の市町村はない。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和5年2月 市議会第1回定例会に係る予算案について提案 3月 石巻市地域互助活動促進助成金交付要綱の改正 (施行予定年月日:令和5年4月1日) 4月 市報、市ホームページ等による周知</p>
<p>⑨ その他</p>